

イギリスとチベット, 1906~1907

——チベット内政不干渉をめぐるロシアとの交渉——

小 林 隆 夫

はじめに

1907年8月31日、英露両国は協定を締結し、中央アジアにおける両国の角逐に終止符を打った。この協定は一般に英露協商として知られ、ペルシア、アフガニスタン、チベットにおける両国の勢力圏および不干渉を規定した。これら3つの地域の中で、チベット問題は、もっとも交渉上の障害が少なく、容易に合意に達することが可能であった。その合意とは、英露両国がチベット内政への不干渉を誓い合ったことが主たるものであった。イギリス政府がチベット内政不干渉を確認したのは、ロシアとの和解を最優先事項としたからであったが、チベット内政へ過剰干渉することがイギリスの財政的負担となることを避ける目的もあった。このことはチベットを中国の宗主権下に委ねる政策を再確認したということでもあった¹⁾。イギリス政府は19世紀後半から伝統的にチベットとの通商拡大を中国のチベットにおける宗主権を活用して進めようとしたが、インド政府による20世紀初めの逸脱から、この本来の政策へ回帰したということであった。しかし、それはあくまで中国の宗主権の認知に限定され、主権を認知することをロシアとの交渉前には意図していなかった。しかし、内政不干渉をどのような方策において実現しようとしたのか。英露両国が交渉においてチベット内政不干渉の原則を徹底しようとすればするほど、ロシアはもとより、イギリス自体もチベット介入を極力控えざるを得ない状況に陥ることを意味した。そこにチベット併合の野心を示し始めた中国が付け入る余地が生まれる可能性もあった。本論文では、チベット状況をめぐる

英露交渉の過程を検討しながら、イギリス政府がチベットから後退していく過程の一つを明らかにしていきたい。

1. 英露交渉の開始

1906年1月3日、イギリス外相グレイ (Edward Grey) はロシア駐英大使ベンケンドルフ (A. K. Benckendorff) との会談において、イギリスのチベット政策は、ランズダウン (Lord Lansdowne) 外相時代の方針通り内政不干渉であること、そして中国政府がラサ協定に同意することを重視することを表明した。この方針に基づいて、イギリス政府は1906年春までにチベットに関する対露交渉方針を固めていった。インド政府はロシアのチベットに対する脅威を懸念したが、この問題への対処方法については、インド政府が主張したチベットへの直接介入政策よりも、ロシアと直接交渉して何らかの協定を結ぶことが、軍事財政的負担の面においても賢明であると判断されたのである。4月上旬にペテルブルクで催されたロシア外相ラムズドルフ (V. N. Lamsdorf) と駐露大使スプリング-ライス (C. A. Spring-Rice) の会談では、英露両国のチベットへの相互不干渉で意見が一致し、4月24日のイギリス・自由党政権の主要閣僚による非公式食事会において、ロシアとのアジア問題全般をめぐる交渉を開始することが決定された。このときまでにイギリスがいつまでチュンビ溪谷を占領するのかについて国民の間で関心が高まっており、占領に伴うチベットへの長期介入の負担の増加やチベット人のイギリスに対する反感の高まりも、速やかに解決しなければならない課題となっていたのである。

ところでイギリス政府は英露交渉開始に先立って、1906年4月27日に中国政府からラサ協定に対する同意を取り付けたが、その内容とは、イギリスは中国の宗主権を再確認してチベットへの内政不干渉を守り、チベットにおけるイギリスの権利は通商特権を確保するにとどめる、つまりラサ協定以前のイギリスの政策に回帰するというものであった。同意協定の内容は以下の通りである。第1条、英中両国はラサ協定を確認し、協定の履行のために必要となる措置を絶えず講じること、第2条、イギリスはチベット領土の併合ないし干渉を行わず、中国はいかなる他の外国のチベット内政干渉をも許可しないこと、第3条、ラサ協定第9条に示された利権は、中国以外のいかなる国の臣民にも認めない、ただし、第2条で明記された交易所においては、イギリスはインドと直通する電信線の敷設を認められること、そして第4条、1890年及び1893年の英中協定は有効であること。

6月6日、駐露大使ニコルソン (A. Nicolson) はロシア政府に対して中国との同意協定成立の旨を告げ、チベット問題に関する交渉の開始を提案した。ロシアの新外相イスヴォルスキー (M. Isvolsky) は、詳細を知らないため、次回会談までにすべての書簡を吟味したいと返答した。ニコルソンは、英露間の問題はペルシア、アフガニスタン、そしてチベットの3件である。そこで交渉方針として、これら3件を一つずつ順に処理し、一つの件に合意が成立した後に、次の件の検討に入ることに、このようにして3件すべての検討が終わってから、これら3件を包括する協定を作成して調印することを提案した。イスヴォルスキーも同意し、このようにしてチベットに関する英露の交渉の基礎に合意が形成された。それゆえニコルソンはイギリス案を提示したが、その内容は以下の通りである²⁾。

- ①ロシア政府はイギリス政府が承認したように、中国がチベットにおいて宗主権を持つことを疑いなく承認し、同時にチベットの領土保全を尊重し、その内政にいっさい干渉しな

いことを請け負う。

- ②その地理的地位という理由によって、イギリスが、チベットの対外関係がいかなる他国によっても乱される (the external relations of Thibet[sic.] are not disturbed by any other power) ことがないように取りはからう特殊利益を持つことは明白であり、ゆえに私 (ニコルソン) は、ロシア政府がその事実を承認することに疑いを持たない。
- ③英露両国政府はそれぞれ、ラサへ代表を派遣しないことを請け負う。
- ④英露両国政府は政府自身ないしその臣民のためであろうと、チベットにおいて鉄道、道路、電信、採鉱ないし他の権利を求めたり獲得したりすることがないように同意する。
- ⑤英露両国政府は現物であろうと現金であろうと、いかなるチベットの歳入も英露政府ないしその臣民に抵当に入れられたり譲渡されたりすることがないように同意する。チベットにおいてはどのような資格においてであろうと、いかなるロシア人官吏も存在するべきではないことは付け加えるまでもない。

このようにして、チベットに関する英露交渉が開始されることになった。

2. チベット内政不干渉原則の実現における障害因子

イスヴォルスキーはニコルソン提案の5カ条を駐英大使ベンケンドルフに通知した。ベンケンドルフは、イギリス提案はイギリスがチベット内政不干渉政策をとると誓うことによって、ロシアに対して融和的姿勢を示そうとしており、イギリスによるチベット併合を防ぐ意味において注目に値すると指摘した。イギリスが地理的事情によってチベットに特殊利益を持つことを認めることによって、ロシアがアジアの他の地域における代償物を受け取る展望が開ける。ロシアにおける多くの仏教徒のことを考慮すれば、グライ=ラマとの関係を維持することは必要かもしれないが、イギリスはロシアより多くの仏教徒を持っている。もし英

露協定の成立によって英露の対立を終わらせることができるのならば、ロシアはチベットとのつながりを強化することもない。イギリスが嫌がるダライ＝ラマのラサ帰還をロシアは主張すべきではない。彼がラサに戻れば、また混乱をもたらすであろう。そうなれば、イギリスはまた次の遠征隊を派遣することになるであろう³⁾。

英露交渉の基本問題は、チベット内政相互不干渉をいかにして実現するかであった。この内政不干渉を脅かしかねない第1の因子は、反英的なダライ＝ラマのチベット帰国問題であった。ラサ協定はダライ＝ラマの逃亡中に調印され、かれがラサに帰還すれば、ラサ協定そのものが無効とされ、協定に調印した親英派チベット人が処分されてチベット内政に混乱をきたす懸念があった。このような理由で、ニコルソンは、ロシア政府はチベット内政不干渉を望んでいるというが、ロシア政府がダライ＝ラマの帰国を拒否するかわりに、ほかの誰かをダライ＝ラマの代理人として仕立てることを要求するかもしれない、と懸念した。ダライ＝ラマ帰国問題が英露交渉において浮上した際には、英露両国はチベット内政不干渉を守る以上、なにもしないのか、あるいは中国政府に告げるべきなのか⁴⁾。ニコルソンの質問に対して、グレイ外相の考えは明確であり、イギリス政府はダライ＝ラマをチベットから永久に追放することを望み、それゆえ、もしロシア政府から質問された場合、もしロシア政府がチベット内政不干渉を真に望むのであれば、当面彼のラサ帰還を認めるべきではない、と返答するようニコルソンに指示した⁵⁾。

イスヴォルスキーは、ダライ＝ラマのチベット帰国は英露両国の利害に反するものであり、英露両政府間で彼の将来に関する協定を作ることをほのめかした。ロシア皇帝は交渉を開始することに同意を表明したものの、ロシア政府の関心事はダライ＝ラマのチベット追放がロシア国内の仏教徒に及ぼす影響であり、ダライ＝ラマとロシアの仏教徒の意志疎通が遮断されることを認めることはできない、それ故、ダライ＝ラマとロシア人仏教徒との関係を英露間で明確に検討する必要がある

と伝えた⁶⁾。

次にチベット内政不干渉原則を損ねる要因は、チベットへの地理的科学的調査団の派遣であった。この問題について、イスヴォルスキーは、ロシア人が私的に地理的ないし科学的調査目的のためにチベット遠征を企画することに対するイギリス政府の考えを知りたいと述べた。もしイギリス側がそのような行動をすることになれば、ロシア政府にとっては科学的な利害上、好ましからざるものになり、ロシア政府としては、あらゆる疑問点について将来の誤解を生むような可能性をすべて取り除きたい、という考えを示したのであった⁷⁾。

内政不干渉に関わる最後の課題はチベットの境界の画定であった。イスヴォルスキーは、「チベット」へのロシア人官吏の立ち入りを認めないというが、「チベット」とは地理的表現なのか、それとも「行政単位」なのかと尋ねている。チベットの北方及び東方においては、地理的意味でのチベット境界内に位置する地区があるが、それらはチベットの行政下にはないというのである⁸⁾。これについても、イギリスの検討課題となり、インド政府の見解を求めることになった。

3. 英露交渉の進展

ロシアとのチベットをめぐる会談は、ロシア政府が提示した問題点をイギリス政府が考慮し、その返答を通知した後に開始されることになった。もっともチベットについての会談再開は遅れた。ニコルソンはダライ＝ラマについてのロシア政府の正確な見解を求めようとし、チベットにおける彼の存在は当面好ましいものではないが、チベット内政不干渉の規定を損ねることなく、彼の将来を定めることはできないことをイスヴォルスキーに指摘する事を希望した⁹⁾。一方イギリス本国においては、ハーディング外務次官 (Sir C. Hardinge) がロシア大使館のポクレフスキー書記官 (M. Poklevsky) と会談した。ポクレフスキーは、ヤングハズバンド遠征以前には、ロシアのブリアート人とダライ＝ラマの間の巡礼が従来から存在していたロシア・チベット間の交渉手段であり、こ

の慣行の継続こそがロシアが求めるすべてである、そしてイギリス政府がラサに官吏を任命する意図を全く持たない以上、ロシア政府も官吏を置く意図を持たない、と述べた。これに対して、イギリス政府はダライ＝ラマの帰国に反対であるが、彼の目下の行動についてはイギリス政府の知るところではないと答えた。

この会談においては、チベットへの科学調査団の派遣問題も俎上に上がった。ロシアにおいてはコズロフ (Captain Kozlov) を団長とするチベット使節団派遣の検討が噂され、イスヴォルスキーはその噂を否定していたが¹⁰⁾、ポクレフスキーは、過去において既に諸外国が同種の調査団を派遣しているために、ロシアの使節団のみ排除されることを好まないと反発していた。ポクレフスキーは、イギリスにおいてもヘディン (Sven Hedin) がシムラにおいてチベット遠征を計画したため、ロシアの遠征計画をイギリス政府が完全に拒否することは困難とみていたのである。しかし、インド省はヘディンの便宜を図ることは不可能であるとの方針を固めており¹¹⁾、このような経緯からハーディングは、イギリスがチベットへの調査団派遣を抑制しているときに、ロシア政府がイギリス政府に調査団派遣への同意を求めることには無理があると指摘した。実際、イギリス下院においてインド担当相はヘディンの遠征を拒否していた。こうした経緯から、ポクレフスキーは、チベット調査団派遣を計画しているロシア科学協会を説得することは容易になろうと返答し、調査団派遣禁止に理解を示した¹²⁾。これを受けて、ロシア大使は5年間チベットへの科学調査団の結成を禁止する英露間の協定を作成し、5年経過後にその問題を再検討することを提案した。グレイはインド省に対し、ロシア政府へそのような提案をすることに同意するか否かを打診した¹³⁾。インド省からその提案を打診されたインド政府は、調査団派遣の是非以前に、イギリス臣民はラサ協定において指定された認められた交易所に自由に立ち寄ることを認められている、しかもチベット内における通常の旅行の件については取り決めがなされていないので、たとえ調査団を派遣しても協定

違反とはならない、と指摘した。しかし、チベットに関する英露の合意を形成することが急務とされている状況において、さらに論争がもつれることを避けるために、そのような権利を主張することは賢明ではないとしたのであった¹⁴⁾。

ダライ＝ラマのチベット帰国問題については、英露間で彼の帰国を促すことを控える取り決めを進める方向で合意がなされた。イスヴォルスキーはダライ＝ラマをロシアが支援しているという嫌疑を晴らしたいと述べ、英露両国としては、彼のチベット帰国を促すような措置をとらないが、中国政府には彼の処遇についてその意志にゆだねることで取り決めを行いたいと提案し¹⁵⁾、グレイ外相も中国の行動を管理することはできないが、英露両国が中国政府に対して、ダライ＝ラマの帰国を促すことを禁止するよう求めていると誤解されかねないような取り決めにはしてはならないと留保した上で、英露の相互取り決めを結ぶことに同意した¹⁶⁾。

7月20日、チベットに関する英露交渉がペテルブルクで再開されたが、ロシア側はチベット内政不干渉原則に同意を示したものの、ロシア人のラサ巡礼や科学的調査団派遣の権利については含みを持たせる姿勢を示した。すなわちイスヴォルスキーはこの会談において、チベットに関するロシア政府の方針を以下のように確認したのである。①英露両国政府はチベット政府と直接的関係を持たず、中国政府を仲介者として用いること、しかし、②交易所に関する英露の特殊な協定に干渉させないこと、③ダライ＝ラマの帰国を促すことのない取り決めをすること、④チベットの境界については中国が承認するものを採用する。⑤ロシア国内のブリアート人とチベットの宗教上の首長との関係については、過去同様の関係の存続を望むが、ラサに政府官吏をおかないこと、⑥科学調査団を当面派遣しないことに同意するが、最終的に締結される協定においては、ロシア人官吏のチベットからの排除についての特別な言及はしないこと。

イスヴォルスキーはまた、ニコルソンに対してイギリスの提案第2項で示された「チベットの対

外関係がいかなる外国の干渉によっても乱されることがない」という表現中の「乱される disturbed」に再度疑問を投げかけた。この疑問はすでに6月中旬に出されたものであったが¹⁷⁾、ニコルソンは、それは保護国の樹立ないし特殊な条約関係というような外国による干渉を意味すると答えた。イスヴォルスキーはその説明は明快であると述べたものの、ロシアのチベットにおける「宗教的」利益について、今後取り決めをしたい旨を強調した。ニコルソンはロシアのブリアート人臣民とラサ当局の関係がドライ＝ラマへの巡礼者による金と贈り物の提供に限定されていること、そしてその慣行が継続されることに反対しないが、これら巡礼者の保護者ないし仲介者としてラサに政府官吏が駐在すると解釈されてはならないと指摘し、イスヴォルスキーもブリアート人とはロシア臣民であり、モンゴルに居住するブリアート人ではないとしながら、ニコルソンの指摘に同意した¹⁸⁾。

しかし、ブリアート人仏教徒のラサ巡礼を認めると、彼らがチベット政府と政治的目的で接触する可能性が生じる危険性は排除できず、さらに科学的調査団派遣の禁止にロシア政府が合意したとしても、ロシアはチベットと直接国境を接していない以上、調査団がモンゴルや中国からチベットに入国を試みようとした際には、どのようにして阻止するのか、それに絡んでチベットの国境とはどこかを精確に規定する問題もまた、浮上したのである。

とりわけ科学的調査団の遠征禁止について、イギリス政府がチベットへの入国を禁止している以上、他国の調査団に入国の便宜を図ることはできないとした説明には、イスヴォルスキーは理解を示したが、同時に、インド政府はチベットと境界を接するために探検家のチベット入国を禁止することは容易であろうが、ロシアはチベットとの間にモンゴルを介するため、遠征隊がロシア当局の関知することなくモンゴルからチベットに入ることを阻止することは困難であるという問題を指摘した。

次にチベットの境界について、ニコルソンは行政的なものではなく地理上のものと考えたと述べ

たのに対し、イスヴォルスキーは中国の定めるものとしてはどうかと応じた。この問題については、インド政府が以下のような見解を提出し、いかなる事情においてもロシアがチベットに干渉する可能性を排除しようとした¹⁹⁾。

チベットという語は、北は崑崙山脈で仕切られ、ツァイダム（柴達木）周辺の地域まで東と北方へ延びている。ツァイダムは中国の直接行政下であり、中国本土の省である。

全広がりにはチベット当局の完全な自治の行政管轄下にある。1903年のオーコナーのレポートでは、中国のシーニン（西寧）の大臣が西サイジと上ツァイダムはチベット領であると述べている。イスヴォルスキーが用いた「行政単位 (administrative unit)」は、もしそれが中国の一般の省を表すというのならば、我々は、歴史的及び現状の事実からみて、そのような主張を認めることはできない。我々の理解では、チベットは中国の宗主権下にある属国 (feudatory state) であり、広義には自治権、境界を持ち、通商や同様な事項を隣接諸国と条約を結ぶ力を持っている。

チベットへのロシア官吏の任命はいかなる場合においても認められない。既定の慣行によるチベット聖地へのブリアート人の巡礼を妨げる気はないが、その事実からロシア・チベット関係が樹立されることは認められない……。

インド政府はさらに、5年間のチベット遠征禁止取り決めに対して難色を示していた。しかし、インド相モーリは、ロシアの提案を拒否することはイギリスのチベット政策に反し、英露のチベットに関する交渉の成立の妨げになると主張して、英露の取り決めに積極的であったグレイを支持した。チベット遠征を相互に控える協定を拒否すれば、今後もしロシアが遠征を行うときにそれに反対することが困難になる。そしてそれはラサ政府との友好関係を損なうことになるとしたのである²⁰⁾。

このようなインド政府の抵抗に会ったものの、

イギリス政府の自己抑制的態度にも助けられて交渉はスムーズに進み、8月22日、イスヴォルスキーはイギリス案を考慮したうえでロシア側協定案を提示することを明らかにした²¹⁾。イスヴォルスキーがこのような姿勢をとったことは、ロシア政府内においてチベット政策について最終的決定がなされつつあったからである。実際イスヴォルスキーは最終的判断を下すに際して軍事当局と協議する必要上、2日後の8月24日、ロシア帝国軍参謀本部総局長代理のパリツィン将軍 (F. F. Palitsyn) に書簡を送り、ロシアのとるべき政策についての意見を求めた。イスヴォルスキーの見解は以下のようなものである。ロシアは、チベットに直接歴利益を持たず、同時に直接影響を与える手段を持っていない。ロシアがダライ＝ラマと保っている関係は、いかに彼が宗教的権威であるとはいえ、政治的影響力を一人の人物に負わせてしまうという不安定な状況を明らかにしている。これに対してイギリスは1890年以來の諸協定によって安定的地位を活用している。ロシアが主張できる権利は仏教徒の慣行と科学的調査のみである。したがって、双方対等の条件によってチベット内政不干渉の協定をイギリスと結ぶことは、ロシア外交の利益となる²²⁾。

パリツィンはイスヴォルスキーの見解に同意した。彼は9月6日、以下のように述べている。チベットはロシアにとってそれほど重要ではなく、国境を接することなく、軍事的利益も持たない。もっともチベットにおける精神的利益は幻想かもしれないが、現実に存在し、考慮されるべき事柄である²³⁾。

このようにしてロシア政府内ではロシアが保持すべき利益とは宗教的なものに過ぎないという合意が形成され、ロシア側の協定案提示は、イスヴォルスキーの多忙のために遅れはしたものの、10月7日にニコルソンへ提示された。それは第2条をのぞいては、ニコルソンが提示したものと同じであった。それに対してロシア案第2条はロシア国内の仏教徒の宗教上の権利を要求していた。

チベットに関する中国の宗主権を認知する原

則に従い、イギリスとロシアは相互に、中国政府を仲介とする以外にチベットと交渉しない。この約束は、イギリスとチベット間の協定において規定されたイギリスの商務官とチベット地方当局官の直接関係を排除しない。仏教徒はイギリス臣民、ロシア臣民に関わらず、ダライ＝ラマ及びチベットの仏教代表者と、宗教的事柄に関して直接の関係を持つ権利を保持することは明確に理解されている²⁴⁾。

これをニコルソンは、ロシア政府がチベット内政に干渉する意図を持っていると危惧した。なぜなら、協定案第2条においてはイギリスの特殊利益に関する言及はなく、一部を削除していたからである。さらに重要なことは「中国政府を仲介」する以外にチベットと交渉しないことを明記することによって、「ロシアもイギリス同様にチベットに特殊関係を持つことを排除されない」こと、そしてロシアの「宗教的」利益を明記することによって、ロシアがブリアート人を用いて非公式にラサ政府と直接的関係を持つ道が開かれていることを、ロシア政府が示唆したように思われたからである。このようにして、イギリスがロシア案第2条への対案を出さずかどうか新たな検討課題となったのである。

イギリス政府内では、インド相モーリが以下のような異議を唱えた。ロシア案はチベットに関するイギリスの特殊利益を抑え込むばかりでなく、中国政府を介する以外のチベットとの接触を禁止すると規定することによって、中国の同意協定に規定されていないイギリスの行動の自由を制限を加えようとしている。しかし、ラサ協定も同意協定も、チベット政府がラサ協定に違反した際にイギリスがチベット政府と直接交渉することを禁じてはいない。また、ロシア臣民、イギリス臣民に関わらず、ダライ＝ラマと宗教的関係を持つことができるというロシア案は、それが政治的的に利用される可能性があり、そのような事態を避けるために再考が必要である²⁵⁾。

グレイはモーリの意見に同意し、同意協定第1条において、英中両政府はラサ協定に明記された

条件の履行を保障するために必要な措置を随時とることができるとしていること、そしてイギリスの商務官とチベット地方当局の直接関係は、チベット地方当局を通してチベット政府と交際できると規定していること、さらにブリアート人とグライ＝ラマの接触が政治目的に転用されないような措置をとることを、ロシア政府に念を押す必要があると応じた。これにインド政府も同意した²⁶⁾。インド政府の同意を得た後、12月5日、グレイはイギリス側対案をニコルソンに伝達した。その内容はモーリとグレイの意見を反映して、ラサ協定第5条が保障するように、イギリス官吏を通してチベット地方当局とチベット政府に書簡を送る権利をイギリス政府が持つことをロシアに強調すること、そして仏教徒の巡礼者がチベット仏教の代表者との関係が政治的性格を帯びることを英露政府間で防止することなどとなった。なおグレイは、チベットへの科学調査団の派遣問題とチベットからロシア人官吏を完全に排除する措置は、協定の条項に入れるのではなく、覚え書きの交換によって行うべきことを勧告し、またチュンビ溪谷からの英軍の撤退については、ラサ協定及び同意協定に規定してあるように進めることに異議はないとした²⁷⁾。

4. チベット内政不干渉の徹底化とモンゴル問題

ロシアの意図に対するイギリス政府の見方は杞憂に過ぎなかった。イギリス側対案をニコルソンから伝えられたイスヴォルスキーは、ロシア政府には、格段イギリスと中国・チベット間の協定を修正する意図はなく、単にイギリスのチュンビ溪谷占領が半永久化することになりでもすれば、英露協定の規定を再考するべき条項を挿入することが必要になると考えるにすぎない、と応じたのである。それでもニコルソンは、もし占領が長期化することになれば、ロシア政府もチベットにおいてイギリスと同じ地位を持つと意図があり、そのために何らかの譲歩を得たいのであろうと推測した。それゆえ、ニコルソンはグレイの了解を得て、彼自身の作成した協定第2条案を1月5日にイスヴォルスキーに提示した。その内容と

は、①ロシア案ではイギリスの商務官がチベット地方当局者と関係を持つとしているが、必要ならばチベット政府へも通信できること、②中国を介してチベットと接触する旨には同意するが、同意協定においてはラサ協定の履行に明記された条項の履行に必要な措置を常に執ることができるとしてあり、これを英露協定に挿入すべきこと、③イギリスはチベットの対外関係がその地理的位置からして、いかなる外国の干渉も受けることを好まないため、ロシアがイギリスの特殊利益を承認することを好むこと、④ロシアの特殊利益は決して認められないこと、などである。ロシア外相は概ね十分と認めたものの、「乱される」の語句の修正ないし削除とイギリスの特殊利益に関しては協定前文に移すことを要求した。彼が望んだ前文の内容とは、「イギリスが地理的立場における理由により保有している特殊利益に鑑み、その件に関する英露両国の了解を望む」というものである。また、5年間の科学調査団のチベット派遣禁止について、イスヴォルスキーは、チベットに隣接するイギリスは実行可能であろうが、ロシアはチベットと国境を接していないため、ロシア領内から出発する使節団の遠征は禁止できるが、モンゴルにおいて結成された遠征隊がチベットへ出発することは防止できないと指摘し、さらにロシア国内におけるチベットへの調査団派遣禁止に反発する勢力の存在を伺わせた²⁸⁾。

1907年1月15日、ロシア外相はチベット協定前文の草案を提示したが、ニコルソンはそれを自身の提案より好ましいものと考え、協定案の速やかな合意を目指すためにも、チュンビ溪谷の再占領を繰り返すことにイギリスは有益性を認めないことを強調し、ロシア側の不安を緩和しようとした²⁹⁾。

英露間の交渉の最大の特徴は、イギリス側によるチベット内政不干渉の徹底的実現願望を軸に展開していたことである。しかし、チベットへのあらゆる外国勢力の干渉を排除することを目的とはしたものの、具体的にどのような干渉の防止措置をとるかめぐって、両国の間の見解が対立したのであった。ロシア側は科学調査団のチベット入

国を完全に防止することは困難であり、かつロシア国内の仏教徒がチベットへ巡礼する従来の慣行を権利として要求した。さらにロシア政府は、イギリスのチュンビ溪谷占領の長期化や商務官のチベット地方当局との接触が、イギリスによるチベット政府への内政干渉に発展することを警戒した。これに対してイギリス政府は、ロシア国内のブリアート人仏教徒とグライ＝ラマとの接触がチベット政府への内政干渉の道具として用いられる可能性を危惧する一方、チベットとの協定においてイギリスが確保した権利を保持しようとしたのである。しかも、この問題をさらに厄介にしたことは、たとえ英露間で合意が成立したとしても、第3国人による地理的ないし科学調査目的の遠征隊がモンゴル経由でチベットへ入国しようとした場合、これをどのような措置で規制するのかということであった。インド経由でチベットに入国する場合には、インド政府が規制可能であった。これに対してイスヴォルスキーが指摘したように、チベット北方のモンゴル経由で入国しようとした際には、ロシア政府による規制は困難であり、それゆえモンゴルに接する中国の動向が重要となってくる。さらに、インド政府が懸念したように、一旦中国を経由するとなると、いかなる人間でもチベット入国が可能になるのではないのか、という問題も付加されたのである³⁰⁾。このようにして、チベット遠征隊の規制をめぐる、中国に依頼するべきかどうか新たな協議事項となってくる。

ロシアの協定前文案を提示されたニコルソンは、イギリス政府へその回答を求めた。ニコルソンは、英露両国が、チベット北方からチベットへ外国の科学調査団が入国することを禁止するよう中国に依頼する旨の語句を挿入できれば、ロシア政府との了解は容易になると考えた。イギリス政府は、ロシア人ならばいかなる立場のものであろうと、チベットへの入国を禁止するようにロシア政府に求めていたが、その理由は、もしロシア政府がチベットと秘密の関係を持とうとするならば、ロシア人官吏を通してではなく、ドルジエフのような立場の僧侶を通して行うからである。モ

ンゴルからの遠征隊のチベット入国を中国が禁止することが可能になれば、ロシアとの協定は速やかに成立するであろう、とニコルソンは期待したのであった³¹⁾。

2月8日、グレイはイスヴォルスキー案第1条と第2条を受け入れる用意があること、そして前文については、イギリスはチベットの現状維持のみに特殊な利益を持つとするロシア案よりも、地理的状況の結果からしてチベットの対外関係に特殊な利益を持つため、ニコルソン案を好むと回答した³²⁾。これに並行して、チベットの境界の定義についても判断が下される。すでに述べたようにインド政府はチベット北側の境界についての見解を示していたが、中国がこのインド案を受け入れるか、またある地点を越えた東部チベットに何らかの特殊利益を持っているかどうかについて、中国政府の返答待ちの状態であった。しかし、イギリス外務省はインド政府案通りの国境で定義されるものと判断した。その理由は、中国政府が納得のいく時間までに境界の定義を回答してくることは不可能と判断され、それ故にチベット境界の定義の確定を求めたイスヴォルスキー提案の協定文の受け入れも不可能となるからであった³³⁾。

ニコルソンは2月12日、イスヴォルスキーにイギリス側協定案を手交した。その内容は以下の通りである³⁴⁾。

前文

イギリスがその地理的位置という理由により、チベットの対外関係において持つ特殊利益に鑑み、そしてイギリスとロシアがその件に関する了解に達したいとの願望に鑑み、以下の5つの条項がこの2つの締約国によって合意された。

第1条

この2つの締約国はチベットの領土保全を尊重し、その内政に一切関与することを控えることを約束する。

第2条

中国のチベットにおける宗主権の原則に従い、イギリスとロシアは中国政府の仲介を通

さずしてチベットと交際しないことを約束する。この契約は、しかしながら、1904年9月7日にイギリスとチベット間で調印された協定第5条において規定され、そして1906年4月27日にイギリスと中国間で調印された協定で確認された、イギリスの商務官とチベット当局との関係を排除するものではない。

イギリスとロシアの仏教徒はともにグライラマ及びその他のチベット仏教界の代表者との厳格な宗教的性格の関係を持ってよいことが了解された。

第3条

イギリス及びロシア政府はラサヘ代表を派遣しないことを厳格に約束する。

第4条

この2つの締約国は自国のためであろうとその臣民のためであろうと、チベットにおいて、鉄道、道路、電信、採鉱その他の権利を得ることを求めないことに同意する。

第5条

イギリス及びロシア政府は、現物であろうが現金であろうが、いかなるチベットの歳入も自国ないしその臣民の誰へも抵当に入れたり譲渡されたりすることがないことに同意する。

イスヴォルスキーは前文の語句に彼の案へのわずかな変更があると指摘したが、第1条と第2条は彼の提案に沿っていること、一見した限りではなにも異議もなく、政府各省間委員会に提出すると述べた。20日、ロシア政府はこのイギリス案を受け入れたが、チュンビ溪谷占領と科学調査団に関するイギリスの見解を得るまでは問題がすべて收拾されたとは見なさないと回答、それに応じてニコルソンもチュンビ溪谷占領に関する宣言案を手交した。

イギリス政府は5年間、もしロシア政府もロシア臣民によって組織ないし構成される科学調査団のチベット入国に関して同様の取り決めを

するならば、科学的調査の目的で組織ないし構成されるいかなる使節団のチベット入国も認めない。イギリス政府はさらに、同じ期間、イギリス政府の同様な行動をとらないことを条件として、中国政府に対してチベットの北方と東方からいかなる国籍の外国人の科学的遠征隊のチベット入国をも禁止するように依頼することを請け負う。……チベットとは崑崙山脈及びナンシャン南に位置し、北と東部は中国の行政下であり中国本土の省であるツァイダムの近くにまで広がるチベットとして知られている地理的範囲すべてを含むものと見なされる。上ツァイダムと西 Thajji もまた、チベット領の一部と見なされよう

イギリス外務省はこの提案に同意した³⁵⁾。

イスヴォルスキーは23日、ニコルソンと会談し、個人的にはイギリス案に同意するが、チベットへのすべての使節団の入国禁止についてはロシア国内で相当な反対に遭うだろうと述べて、彼の困難な立場に理解を求めた。これに対してニコルソンは、すでにイギリス下院においてチベット入国禁止が宣言された以上、ロシア政府の同様な措置をとってもらいたいと期待したが、イスヴォルスキーは同意せず、何かほかの方法を模索する、また、イギリスが提示したチベット国境については回答前に研究の必要があると述べるにとどまった³⁶⁾。

イスヴォルスキーが述べたような、ロシア政府がイギリスのチュンビ溪谷占領の長期化を懸念する一方で、科学調査団派遣の全面禁止に難色を示している状況は、イギリス政府には受け入れがたい論理であった。というのは、グレイが指摘したように、もしイギリスの科学調査団がチベットで攻撃を受けるようなことがあれば、世論はチュンビ溪谷撤退を認めるはずがなく、それ故イギリス政府が撤退の約束を履行することは困難となるからである。そのような事態を回避するためにも、イギリスは科学調査団の入国については禁止する姿勢を維持するのである、とニコルソンに訓令した³⁷⁾。しかし、イスヴォルスキーは科学調査団派

遣の一般的禁止に対する否定的態度を覆すことは困難であり、ニコルソンは、ロシア政府が科学的以外の事業取引を隠蔽しているかもしれず、さらにチベット当局と不運にも衝突して複雑な問題を引き起しかねないような理由があるのかも、と想像した。ロシア側の非妥協的態度に直面したグレイは、差しあたって3月19日、ロシア側から再提案がなされぬ限り、使節団問題については言及しないように訓令した³⁸⁾。

もっとも、イギリス政府が疑うほどのこともなく、3月27日、イスヴォルスキーは妥協案をニコルソンに提示した。それは、①チベット入国禁止期間を3年間とすること、②中国政府にも同様の措置をとるよう呼びかけること、そして③3年経過後、英露両国政府はその延長期間について協議すること、というものである。また、チュンビ溪谷からの撤退については、もし撤退が指定された時期までに完了しない場合には、英露両国政府は撤退の最終的条件について見解を交換することで了解されたい、とした³⁹⁾。そこでニコルソンはロシアからそれ以上の譲歩を引き出すことは困難であると考え、イギリス政府にイスヴォルスキー提案を受け入れるように求めた。イスヴォルスキーはチベット国境の画定問題については中国政府と協議する必要性を訴えており、北京において科学調査団派遣禁止問題も同時に協議されれば、チベット国境画定問題も適切に着手されるであろうと期待していた。それ故ニコルソンは、中国政府を説得して、科学調査団の派遣を禁止することに同意したうえで、その見解に従ってチベット国境を宣言するようにすること、その上で、英露両国政府は中国政府が定めた境界に従うことによって宣言に調印すべきことをロシア外相に提案することを具申した⁴⁰⁾。ただし中国政府が回答するまでには時間を要することが考えられるため、チベット協定の調印と科学調査団に関する両国政府の覚え書き交換をそれまで先延ばしすることは好ましくないとした。ロシアの譲歩によってチベット問題に関する障壁はほぼ取り除かれ、4月13日、グレイはロシア案を速やかに受け入れるようニコルソンに打電した⁴¹⁾。このようにして、チベッ

トに関する協定は以後、語句の細部の検討を経て英露間で收拾される運びとなっていく。

おわりに

チベット問題に関する英露協定交渉は、両国のチベットに対する利害の根本的対立を示す性格を持ってはいなかった。ロシアのチベットに関する利益とは、ロシア国内の仏教徒のチベット巡礼権の確保にすぎず、交渉が若干難渋したのは、むしろチベットへの調査団入国を禁止するための具体的措置や方法をめぐる困難であった。イギリスがチベットに国境を接しているために調査団の入国を規制することが容易であったのに対して、チベットに国境を接しないロシアが、チベットの北方からチベット入国を試みる調査団や個人を規制することが困難であったという理由によるものであった。それ故、チベット北方からのチベット入国については、中国に協力を要請するという覚書を付属させるという方法によって解決がなされたのであった。また、ロシア政府はグライ＝ラマのチベット帰国を抑制する問題についても、イギリス政府に譲歩した。北京駐在ロシア公使ポコティロフ(D. Pokotilov)が1906年6月に指摘したように、「チベット問題に関するイギリスとの全協定は、現状においては、疑いなくイギリスに対する単なる我々の譲歩と見られるべき」であり、「その問題において我々がとった立場が好ましい時期において、これから先チベット内政に干渉しないことに対して相応の埋め合わせを(イギリスから)得る可能性を生み出した」に過ぎなかったのである⁴²⁾。チベットに関する英露交渉が円滑に進んだのは、ロシアにとって、チベット問題が、アフガニスタン、ペルシア問題と比べて、それほど重要な意味を持っていなかったことを明らかだったからである⁴³⁾。

同じことはイギリスにおいても指摘することができよう。イギリス政府もまた、ペルシア、アフガニスタンにおけるロシアとの対立の緩和を重視し、チベットへの実質介入を進めようとしたインド政府を抑えて、チベットへの内政不干渉を徹底しようとした。イギリスは、ラサ協定において明

記されたように、地理的立場上の理由によってチベットの対外関係の現状維持に特殊な利益を持ち、そしてチベット政府との交渉によって確保した通商上の権利の保持を主張していたが、チベットの長期占領に伴う負担の増加を避けようとした。チベットに関する英露協定とは、のちにインド省が明確に表現したように、イギリスによる「自己抑制的法令 self-denying ordinance」⁴⁴⁾なのであった。

中国政府はチベットをめぐる英露協定交渉に関与していなかった。しかし、英露両国がチベット内政不干渉の徹底化を進めることによって、ユーラシア全土における両国間の対立を解消しようとした過程において、チベットにおける中国の宗主権を相互に確認し、チベットに関する問題が新たに生じた場合には、宗主国の中国を介して協議することを誓い合ったことは、その後のチベットをめぐる中国の政策に大きな意義を持つことになった。イギリスはインド北辺の安全保障を強化するために、チベットに対するロシアの脅威を払拭しようとし、そのために中国の宗主権を利用してチベット内政不干渉を徹底しようとした。しかし、英露両国がチベットへの不干渉を誓ったことは、中国政府がチベットにおける宗主権の保持を、チベットにおける主権の確立へと政策を転換しようとした際に、イギリス政府はそれを抑制するための有効な手段を放棄したことを意味したのである。中国がチベットを併合し主権下に組み込んだ場合、イギリスが確保したチベットにおける通商上の利益をどのように保護すべきなのか。また、中国のチベット支配が確立し、イギリスが条約関係を持った国家としてのチベットが完全消滅した場合、どのような混乱が生じるのか、中国の国境の拡大が、インドに対して、あるいはインド北辺に位置するブータン、ネパールといったイギリスの保護国にどのように影響するのかは未知数であった。こうして、インド北辺の安全保障を強化しようとしていたイギリスにとって、次の新たな不安が出現することになったのである。

注

- 1) 拙稿「イギリス・チベット協定(1904年)と英中関係(2)―協定への中国の同意を求める英中交渉の展開―」『人間文化』第29号、愛知学院大学人間文化研究所、2014年、1-24ページ。
- 2) FO535/7/122, Nicolson to Grey, June 7, 1906; FO535/7/135, Nicolson to Grey, June 8, 1906.
- 3) Tatiana Shaumian, *Tibet: the Great Game and Tsarist Russia*, (New Delhi, Oxford University Press, 2000), pp. 131-132.
- 4) FO535/7/123, Nicolson to Grey, June 7, 1906; FO535/7/124, Nicolson to Grey, June 8, 1906.
- 5) FO535/7/127, Grey to Nicolson, June 12, 1906.
- 6) FO535/8/12, Nicolson to Grey, July 13, 1906.
- 7) FO535/7/128, Nicolson to Grey, June 13, 1906.
- 8) FO535/7/143, Nicolson to Grey, June 20, 1906.
- 9) FO535/8/15, Nicolson to Grey, July 15, 1906.
- 10) FO535/8/20, Grey to Nicolson, July 17, 1906; FO535/8/9, Nicolson to Grey, July 11, 1906.
- 11) FO535/7/144, India Office to Foreign Office, June 23, 1906.
- 12) FO535/8/18, Grey to Nicolson, July 16, 1906.
- 13) FO535/8/21, Foreign Office to India Office, July 17, 1906.
- 14) FO535/7/144, India Office to Foreign Office, inclosure 9, Government of India to Morley, May 17, 1906.
- 15) FO535/8/26, Nicolson to Grey, July 18, 1906.
- 16) FO535/8/30, Grey to Nicolson, July 19, 1906.
- 17) FO535/7/128, Nicolson to Grey, June 13, 1906.
- 18) FO535/8/33, Nicolson to Grey, July 20, 1906.
- 19) FO535/8/14, India Office to Foreign Office, July 14, 1906, inclosure 2, Government of India to Morley, July 13, 1906.
- 20) FO535/8/45, India Office to Foreign Office, August 2, 1906, inclosure 1, draft telegram from Morley to Government of India.
- 21) FO535/8/58, Nicolson to Grey, August 22, 1906.
- 22) Shaumian, *op. cit.*, pp. 134-135.
- 23) *Ibid.*, pp. 135-136.
- 24) FO535/8/66, Nicolson to Grey, October 6, 1906; FO535/8/69, Nicolson to Grey, October 8, 1906. ロシア案全文については、inclosure 1を参照。
- 25) FO535/8/70, India Office to Foreign Office, October 17, 1906.
- 26) FO535/8/72, Foreign Office to India Office, October 26, 1906; FO535/8/75, India Office to Foreign Office, November 6, 1906, inclosure, Government of India to Morley, November 5, 1906; FO535/8/78, India Office to

- Foreign Office, November 14, 1906.
- 27) FO535/8/90, Grey to Nicolson, December 5, 1906.
- 28) FO535/9/5, Grey to Nicolson, January 3, 1907;
FO535/9/7, Nicolson to Grey, December 26, 1906;
FO535/8, Nicolson to Grey, December 27, 1906;
FO535/910, Nicolson to Grey, January 5, 1907;
FO535/9/12, Nicolson to Grey, January 7, 1907;
FO535/9/28, Nicolson to Grey, January 5, 1907.
- 29) FO535/9/24, Nicolson to Grey, January 15, 1907;
FO535/9/31, Nicolson to Grey, January 15, 1907;
FO535/9/32, Nicolson to Grey, January 16, 1907
- 30) FO535/8/41, India Office to Foreign Office, July 26,
1906, inclosure, Government of India to Morley, July 24,
1906.
- 31) FO535/9/44, Nicolson to Grey, January 30, 1907.
- 32) FO535/9/52, February 8, 1907.
- 33) FO535/9/58, Foreign Office to India Office, February
9, 1907.
- 34) FO535/9/64, Nicolson to Grey, February 12, 1907.
- 35) FO535/9/67, Nicolson to Grey, February 20, 1907;
FO535/9/68, Grey to Nicolson, February 20, 1907.
- 36) FO535/9/84, Nicolson to Grey, February 23, 1907.
- 37) FO535/9/099, Grey to Nicolson, March 9, 1907.
- 38) FO535/9/104, Nicolson to Grey, March 13, 1907;
FO535/9/106, Grey to Nicolson, March 19, 1907.
- 39) FO535/9/122 and 123, Nicolson to Grey, March 28,
1907.
- 40) FO535/9/128, Nicolson to Grey, March 28, 1907.
- 41) FO535/9/137, Grey to Nicolson, April 13, 1907. チベ
ット協定に付属する、イギリスのチュンビ溪谷から
の撤退および科学調査団の3年間チベット入国の禁
止と中国政府の同意の要請に関する覚え書き内容に
ついては、FO535/9/160, Nicolson to Grey, May 4,
1907, inclosures 4 and 5を参照。
- 42) Shaumian, *op. cit.*, p. 130.
- 43) *Ibid.*, p. 128.
- 44) CAB37/116/68, “Tibet: The Simla Conference, a
memorandum explaining our present position to Tibet”,
India Office, October 17, 1913.